



第7号 平成28年2月29日発行
編集・発行：横浜市資源循環局業務課
☎045-671-2553

「ヨコハマ3R夢」
マスコット イーオ

横浜市 資源集団回収通信

日頃よりごみの減量・リサイクルの推進にご協力いただきましてありがとうございます。

2016年に突入し、早くも2か月が経ちました。この時期は、春からの新生活のため、引っ越しをされる方が多くなります。転入者の方も、以前から横浜市にお住まいの方も、気持ちよく新年度のスタートをきれいなよう、本市からのお願いを掲載いたします。

※配布、回覧板用に複数枚必要な場合は、お手数ですが送付のものをコピーしてご利用ください。資源循環局ホームページではフルカラー版を掲載していますので、パソコンでダウンロードしていただくことも可能です。

(URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/sub-shimin/syudan/registration/download.html>)

☆奨励金申請手続きの引き継ぎについて

新年度を迎えるにあたり、代表者や担当者の変更をされる団体さんも多くいらっしゃると思います。

毎年、年度初めは、奨励金申請の引き継ぎができておらず、数ヶ月間申請を行えなかったとのご連絡が多くあります。

期限が過ぎてからの申請は一切受け付けることができません。

加えて、申請がない場合には、団体さんだけでなく、業者さんにも奨励金が発生しませんので、資源集団回収に関する事務の引き継ぎは確実に行ってください。

代表者・担当者や振込口座等、登録内容に変更がある場合には、同封いたしました変更届（第3号様式）のご提出をお早めをお願いいたします。



☆資源物の持ち去りについて



資源物の持ち去りを見かけたことはありませんか？

平成25年4月1日より「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正が施行され、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されています。

条例に違反した場合、20万円以下の罰金に処されることがあります。持ち去り行為により、回収量が減少してしまうと、団体さんにも業者さんにも交付される奨励金はその分減ってしまいます。

持ち去り行為を見かけた場合は、地域の回収業者か、下記の連絡先までご連絡ください。

○資源循環局業務課分別・リサイクル推進担当

TEL: 671-3816



(裏面あり)

ミーオとイーオの〇〇な話 Vol. 2



皆さんこんにちは。ミーオです。いつもごみの分別やリサイクルにご協力いただきましてありがとうございます。

どうも、イーオです。
聞いてよ、僕もとうとう念願の引っ越しをしたんだ！（集団回収通信第6号参照）
1LDKで、バス・トイレ別。日当たりもよくて最高さ！



おお！よかったじゃないか！
ちなみにどこに引っ越したの？

それは言えないよ～
だって住所がバレたら、僕のファンが家に殺到しちゃうからね！



・・・

そういえばさ、引っ越したときに出たダンボールなんかを捨てようと思うんだけど、いつどこに捨てればいいのかわからないんだ。



市内の家庭から出る古紙と古布は、
すべて資源集団回収によって回収されているよ。
回収場所や回収曜日は、地域の団体さんによって異なるから、集積場所に貼ってある青ステッカーや
回覧板、掲示板などでの周知をお願いしているんだけど・・・

資源集団回収実施場所	
資源団体名: ○○自治会	
向かい側禁止	
紙類 紙類(紙類)	回収日 毎週(月) ○×西 回収時間 10:00～18:00
布類 布類(布類)	回収日 毎週(月) ○×西 回収時間 10:00～18:00
アルミ缶	回収日 毎週(月) ○×西 回収時間 10:00～18:00

僕の家近くの集積場所にはステッカーが貼っていなかったよ。
ステッカーが貼っていない場合はどうすればいいの？



そんなときは、地域の団体さんや回収業者さんが分かれば、
まずはそちらに相談してみよう！
分からなければ、お住まいの区にある資源循環局の収集事務所に相談してみてね！

なるほど！これでやっと溜まっていた資源物が出せるよ！
ところでさ、ミーオはどこに住んでいるの？



うーん、僕はごみ袋だから、ごみ箱の中が家みたいなものかなあ・・・

・・・(笑)



これからの時期は集団回収実施場所や実施曜日についてのお問い合わせが非常に多くなります。
地域での周知をよろしく願いいたします。

